

令和4年8月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和4年8月10日 午後2時55分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和4年8月10日 午後4時01分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	安武 昇
高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2) 欠席者

渋田 佳規

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
担当	高原 康裕
	松尾 翔太郎
	大渡 貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第5条（知事）

議案第3号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

議案第5号 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について

午後2時55分開会

○事務局長（██████君） それでは、令和4年8月定例農業委員会を開会させていただきます前に、本日の出席委員の確認をいたします。本日は、██████から欠席の御連絡がっております。

本日、出席委員数は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、██████、よろしくお願いたします。

○議長（██████君） 現地調査、どうもお疲れでございました。連日続きますこの暑い中に大変だったと思いますが、皆さん方体調を崩されんように留意をしていただいて健康に過ごしていただきたいと思います。この頃雨が全然降りませんので、各地域で米の水不足が懸念をされておりますし、今後いつまで降らんのか、ちょっと想像がつきませんが、何とか盆明けでも降ってくればというふうに願っております。皆さん方で心の中で雨乞いをしとっていただきますようによろしくお願いたします。

.....

○議長（██████君） それでは、総会に入りますが、入ります前に、議事録署名人を指名をさせていただきます。本日は██████と██████お二人にお願いたしますので、よろしくお願いたします。

.....

○議長（██████君） それでは、議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、8の6から事務局説明をお願いいたします。

○係（██████君） それでは、議案書1ページをお開きいただきまして、農地法第3条の許可申請、申請番号8の6について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。譲受人は現在年齢71歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻、軟弱野菜等を行っておられます。所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、軽トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。

今回の申請地は、谿雲寺橋の北に位置をしております斜線部の計4筆です。権利の移転時期につきましては、今作の収穫後、令和4年の9月30日を予定しております。今後の申請地におけ

る営農計画といたしましては、来期より水稻の作付を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は1万7,487m²で、今回取得いたします面積を合計いたしますと2万3,919m²となりまして、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移らせていただきます。8の6の許可申請について、賛成頂きます農業委員会の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

では、8の7、説明をお願いします。

○係（ 君） 続きまして、申請番号8の7について御説明をいたします。

議案書は1ページにお戻りください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は、現在年齢43歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約13年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻を行っておられます。所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、トラックを所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。今回の申請地は、町川原交差点の東側に位置をしております、丸囲み内に小さく四角で囲っている部分でございます。今後の申請地における営農計画としましては、こちらの周りが全て受け人の方の耕作する田んぼでございますので、一緒に田んぼとして使っていきたいということで伺っております。

最後に下限面積の説明をいたします。申請人の現在の耕作面積は1万702m²で、今回取得いたします面積を合計いたしますと1万715m²となり、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。これは以前の残り地みたいなものだろうと思います。13m²なんですね。異議はないと思います。賛成頂きます農業委員の方、挙手をお願い

します。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

.....

○議長（ 君） 続きまして、農地法第5条の許可申請について、議案第2号、番号8の8、説明をお願いいたします。

○係（ 君） 議案書4ページをお願いいたします。農地法5条の許可申請、申請番号8の8について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により使用貸借を行い、自己用住宅に転用する内容です。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

次に、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、クロスパルこがの北東側に位置をしております斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がり10ha未満であるため第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。7ページに現況図、8ページに計画平面図、9ページに断面図を記載しております。

8ページをお願いいたします。計画では、申請地内に駐車場、戸建ての住宅1棟を配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、宅内で集水したものを申請地北側にございます道路側溝へと排水をいたします。汚水については、宅内の最終枿を経由して公共の下水道に接続をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。9ページをお願いいたします。申請地内において、切土が最大で80cmの計画となっております。80cmの部分は駐車場として使用する部分でございまして、また、住宅で使用する部分につきましても、65cm程度の切土が発生する計画でございます。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは令和4年7月22日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になります。地元委員さんから何か補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 地域委員の でございまして。先ほど事務局のほうから申し上げましたように、先月22日に地域の開発委員会によって、特に問題なしということで承諾を得ております。よろしくお願いをいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。説明が終わりました。質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○係長（ 君） 1点補足よろしいでしょうか。

○議長（ 君） 事務局お願いします。

○係長（ 君） 本地域につきましては市街化調整区域となっておりますけれども、こちらが町川原1区の指定区域内に入っておりますことから、戸建て住宅の建築は、都市計画法上可となっておりますのでございます。

補足は以上です。

○議長（ 君） ありがとうございました。質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成頂きます農業委員の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

番号8の9について、事務局お願いいたします。

○係（ 君） それでは続きまして、申請番号8の9について御説明をいたします。

議案書4ページにお戻りいただきまして、今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、自己用住宅に転用する内容です。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。こちら市街化調整区域でございますけれども、町川原1区の指定区域内でございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、九州高校グラウンドの西側に位置をしております斜線部の1筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。11ページに現況図、12、13ページに計画平面図、14ページに断面図を記載しております。

13ページをお願いいたします。計画では、申請地内に駐車場、また戸建ての住宅1棟を配置する計画となっております。

雨水排水につきましては、申請地南東側と西側でございます雨水柵で集水した後、隣接する水路へ排水をいたします。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。14ページをお願いいたします。申請地内において、盛土が最大で47cm程度発生する計画となっております。隣地の境界につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックで土留めと土砂等の流出防止を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは令和4年7月22日付で無条件での承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

説明は以上になりますが、地元委員さんから補足等ございましたらよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 。

○委員（ 君） 地域委員の でございます。同じく、この案件につきましても、先月22日に地域の開発委員会を行いまして、特に問題なしということで承諾を得ております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡 孝志君） ありがとうございます。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。 。

○委員（ 君） 現地での説明のときに、あそこの田んぼの家族の方が家を建てられるみたいな話だったんですけど、これでいくと、全然、第三者の方が購入されて建てられる。そうすると、その右側にあった田んぼについては、引き続き譲渡人の方が耕作されているということなんですか。

○係（ 君） 残り地といいますか、隣の田んぼについてですけども、こちらについては引き続き譲渡人の方の耕作地となります。

○議長（ 君） ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移らせていただきます。賛成頂きます農業委員の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

続きまして、8の10について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 引き続きまして、申請番号8の10について御説明をいたします。

議案書4ページから5ページにわたって記載がございます。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、福祉施設に転用する内容です。申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。申請地は、北部プラザの西側に位置をしております斜線部の計7筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、農地の広がりがありますが、他地目で分断があり、広がりが10ha未満であるため第2種農地と判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。16ページに現況図、17ページに計画平面図、

18ページに断面図を記載しております。

17ページをお願いいたします。計画では、申請地内に62台分の駐車場、また、園芸リハビリ場、調整池機能を持たせたグラウンドを配置する計画となっております。こちらは、隣に既設の施設がありますけれども、その拡張という扱いになっております。一体的な開発をするものとして申請が上がっております。

雨水排水についてですけれども、図面でいいましたら一番下のほうにございますグラウンド兼調整池のところに柵を設けまして、そこから既設の水路へと排水をしていく計画となっております。

次に、切土、盛土について御説明をいたします。18ページをお願いいたします。申請地内において、切土が最大で1.5m程度、盛土は最大で80cm程度の計画となっております。隣地との境界につきましては、ブロック積み等で土砂等の流出防止を行っていくほか、水路との境目の部分につきましては、張りコンクリートで仕上げをする計画というふう聞いております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。地元からは令和4年7月22日付で完成後に現地確認を行うこととの条件を付して承諾書の提出がっております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

私から説明は以上になりますが、地元委員さんのほうから補足等ございましたらよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 。

○委員（ 君） 地元委員の です。6月21日に新原地域の開発委員会を行っております。説明に来られたわけですが、一体的な開発をされるということで、排水に関しては、今言われました、新しく購入された部分は今の水路に流すわけですが、今までの施設に関しては今までどおりの水路に流していただいて、両方に2か所に排水するように要望しております。

それから、さっき言われましたように、北部プラザに面した道路の横に水路があるわけですが、この上の開発をすることによって、その下にある2枚の田んぼにこの水路を通して水田を作付されておるわけですが、この水路に土砂が流入したり草で埋まったりすると、下の耕作してある方が困るということで、ここにコンクリートを1m幅で水路に沿ってかなりの距離でありますけど、張っていただきたいということ。これはこちらが要望する前に、ここに張りますということで向こうから言ってきております。

それともう一点は、工事終了後に現地の確認を農業委員、農区長とするように申出をしております。

以上です。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。御質問、御意見ありましたらお願いいたしま

す。よろございますか。

○委員（ 君） この地域は市街化調整区域なんですけど、この辺は建物は県のほうは許可するんですかね。

○議長（ 君） 事務局お願いします。

○係長（ 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

西側にありますみどり苑につきましては、建設当時、福祉施設については建設できるという規定がございましたので、その当時にその規定に基づいて建設されたものとなっております。

現在については要件が厳しくなりました、福祉施設だからということで無条件で建設ということにはならないというふうに伺っております。

以上です。

○委員（ 君） だから、今回の建設オーケーになったの。

○係長（ 君） 今回につきましては、建物の建築が伴わないものでございますので、一応その西側にある建物と一体的な使われ方をするので一体開発というふうな形となっておりますけれども、今回については建築が伴わないので許可ができるものということで伺っております。

以上です。

○委員（ 君） みどり苑さんは、将来は今の建物が古くなったら、こちらのほうに移設したいということもおっしゃってあったものですから、そういうものを含めての一体的な開発ということですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ 君） 将来的なところについては、今のところ許可できるとかできないとかそういう判断はまだされていなくて、その建設をされたいという時期に改めて県のほうに申請をされて、それでクリアをしていただく必要があるのかなというところで、今のところ建設できるというふうなものというふうには聞いておりません。

以上です。

○議長（ 君） 結局、建物を建設する場合には、その時点で市の指導要領を受けることになるの。

○係長（ 君） 建物を建設されるときになりましたら、市の指導要綱もあるんですけども、まずその県の都市計画法の開発許可を取っていただく必要がありますので、それがクリアできるかどうかというのは、今のところこちらでは判断が付きません。

○議長（ 君） よろございますか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移らせていただきます。番号 8 の 10 について、

認められる農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

○議長（ 君） それでは、議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、こちら番号8の1と8の2でございますけども、一緒に説明させていただいてもよろしいですか。

○議長（ 君） お願いします。

○係（ 君） ありがとうございます。まず、議案書が19ページになります。申出人、物件等につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。

次に、位置図について御説明をいたします。20ページから21ページにわたって位置図を記載させていただいております。20ページの真ん中上ほどに番号8の1というふうに旗上げしているところがございますけれども、8の1についてはこの1筆となっております、20ページから21ページにわたって、ほかございます筆については、番号8の2のところとなっております。

今回申出があった農地につきましては、薦野清灌基盤整備予定地内にあります農地で、番号8の1については先ほど申しましたとおり1筆、番号8の2については斜線部計12筆となっております。こちらの2件につきましては、申出人が高齢であったり、また拠点が遠方であるため農地の管理が難しいということで、基盤整備の実施前に担い手等への売買を行いたいということで、あっせんの申出があったものです。

あっせん委員の指名につきましては、農林事務次官通知、農地移動適正化あっせん事業実施要領により、農業委員会は農地利用適正化推進委員より1名以上を指名し、当該あっせん委員をして農用地等の権利移動のあっせんを行わせるものとしてされており、最適化推進委員については、また区域の代表としましてのお二人を委員として事務局から提案をさせていただきたいと思っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 一応お二人の方、了承は得てあるんですかね。あっせん委員のお二人は。

○係（ 君） 一応事前に御説明させていただいております。

○議長（ 君） じゃあ、お二人はようございますか。あっせん委員の指名について、お二人の方は一応了承は頂いておりますが、採決を取りたいと思っております。 、どうぞ。

○委員（██████君） 採決に際して、俺たちおっいていいんでしょうか。

○議長（██████君） いつもそうやったね。前回は取りましたね。事務局。

○係（██████君） 利害関係人ということではありませんので、御出席していただいて問題はないと思います。

○議長（██████君） ようございますでしょうか。それでは、お二人にお願いすることで賛同頂きます委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（██████君） 全員賛成ですね。じゃあ、お二人よろしくお願ひいたします。

基盤整備に入る前に既に手放したいという方ですね。

○係長（██████君） その基盤整備事業実施前に、これから換地等の手続が入りますけども、そういったところのものをもろもろ含めて、新しい所有者の方にお願ひしたいということで申出があったところです。

○議長（██████君） 結局、経費負担あたりの問題がある。

○係長（██████君） そうですね。

○議長（██████君） あっせんの場合は、本来はあんまりないんじゃないかね。

○係長（██████君） お金の面もあろうかと思ひますけども、お話しとかそういったものになかなか参加しづらいという状況にあるということで、新しい方にお願ひしたいということで申出がっております。

.....

○議長（██████君） それでは、議案第4号に移ります。経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借で事務局お願ひします。

○係（██████君） では、22ページをお開きください。議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。今回、新規で4件の申出がっております。また、西委員が関係者となられますことから、一時退席をお願ひいたします。

〔██████ 退席〕

○係（██████君） それでは、御説明いたします。

申請番号8の21、谷山にございます1筆で面積が648㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月12日から令和13年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号8の22、青柳にございます2筆で合計面積が1,938㎡、貸付人、

借受人は記載のとおりです。令和4年8月12日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

続いて、申請番号8の23、小竹にございます5筆で合計面積が7,129m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月12日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号8の24、小竹にございます4筆で合計面積が2,849m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年8月12日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

23ページの申請番号8の23の一部につきましては、昨年の農地パトロールにて中・軽程度の草刈りで再生可能と判断されたゴールド判定の農地となっております。そのため耕作放棄地解消の補助金の対象となっております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） 説明が終わりました。御質問、御意見ありましたらお願いします。

○委員（ 君） ゴールド判定で8の23は泰正農園さん。これ1反5万円でしたかね。

○係（ 君） 1反5万円です。

○委員（ 君） そういう金額が、ゴールド判定受けると、援助が来るんですかね。

○議長（ 君） 事務局お願いします。

○係（ 君） 一応聞いているのが、上から2つめの386-1の2,589m²の分を去年農業委員さんでゴールド判定として上げてもらったので、それ掛けるの1反5万円という形で上がってくるのかなというところがございます。

○委員（ 君） この分だけですか。

○係（ 君） はい。

○議長（ 君） 事務局、補足お願いします。

○係長（ 君） 前回の農業委員会のほうでも農地パトロールの中で御依頼させていただいておりましたが、新たなゴールド判定対象農地のほうをぜひ御提案頂きたいというふうに考えておりました。本日農地パトロールの図面等を出していただいております。その中にゴールド判定農地の対象となるんじゃないかというところも御提出頂いておりますので、その分、面積勘案させていただきまして、また新たにゴールド判定として認定できるものについては認定して、

今年度中に補助金として貸し借りが結びつきまして、判定として出せるものについては対象として考えていきたいというふうに市としては考えております。

以上です。

○委員（ 君） 1年ですかね。何年、3年か。

○係長（ 君） 1年間です。

○委員（ 君） 1年間5万円。

○議長（ 君） 1回だけやろ。

○係長（ 君） 1回だけです。

○議長（ 君） 何か質問、御意見ありましたらお願いします。ようございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、これは一括で採決取りたいと思いますが、賛成頂きます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 11/11名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

〔 着席〕

○議長（ 君） それでは、第5号議案に入ります。古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について、事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第5号について御説明いたします。

議案書の24ページを御覧ください。古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について。古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づき、下記申請者の新規就農の認定を審査するものとなっております。

詳細につきましては、議案第5号の別紙を使って説明させていただきます。

議案第5号別紙の1ページ目、新規就農申請書の1番、新規就農予定者につきましては記載のとおりで、年齢が44歳男性の方です。2番、現在の世帯状況としましては記載のとおりです。

続いて、2ページを御覧ください。就農計画書の1番、就農時における目標としましては、営農形態は観光農園、就農地は古賀市新原、就農規模としましては約4,400m²、就農時期は令和3年9月となっておりますが、こちらは利用権設定日が就農時期となりますので、こちらの時期となっております。作付作物はブルーベリー、所得目標は就農5年目で273万円を目標としております。農業労働力は記載のとおりです。

続いて2番、農業技術又は営農方法を習得するための研修等の実績。こちらは主に直方市、久留米市の先進農業者の方のところではブルーベリー観光農園講座、一連の栽培・剪定・農用施工研

修などを受けられております。

続いて3番、就農準備機械等の内容の(1)農業用車両としましては、御本人様の父親の軽トラックを借用しております。(2)番、農業用機械につきましては記載のとおりです。

続いて4番、農産物の販路につきましては、収穫体験、直売を計画しております。

続いて5番、10年後の目標としましては、安定した経営を図るため栽培技術を向上させるとともに、入園者数を増やすためにPR活動も積極的に行い、将来的には6次産業化にも着手していきたいと考えております。

3ページ目以降には資金計画書、4ページには位置図、5ページには取り扱い基準を記載しておりますので、こちらをお読み取りください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(君) 説明は終わりました。先日、事前審査会のときに御本人においでいただきまして、役員6名と意見交換といたしますか、認定に当たってのいろいろ実情だとか、今後の目標、夢とかいろいろ伺わせていただきました。本人も一生懸命頑張ろうという意欲がございますので、何とか農業委員としても見守りたいなということで、一応事前審査会ではお受けいたしました。

認定について、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。安武委員。

○委員(君) 新原地域では、以前ミニトマトをやりたいということで、新規就農者で頑張っておられた方がいたわけですが、やはり栽培技術とか基本的な栽培を十分経験なしにスタートしてあったかどうか知りませんが、もう四、五年になりますけど、現在はもう勤めに行っております。お母さんと奥さんでしばらくしてありましたけど、とても病気が入ってから収穫ができない、お金にならないということで、将来はちょっとまだやり始められるかどうか分かりませんが、現在はちょっと休眠状態なんです。

このように新規就農者というのは、やはり当初の考えと自分の農業というのはやはり未確定な部分がたくさんあるものですから、その中で簡単に農業委員会で頑張ってくださいということも何か罪みたいなことも思うわけですけど、やはり今回の中村さんは、私が期待しておるのは、6次産業化を将来的にやりたいということを書いてあるわけですけど、この方はもともとはラーメン屋をやっておられて、どういうわけか知りませんが農業に参入されてきたわけですけど。この計画表を見ても家族を養うだけの十分な収入があるかどうか未定ですけど、やはりキッチンカーを使ってお客さんをお呼び込みたいとか、私ども農業者にはないような発想を持ってあるということで、ここに期待しております。

以上です。

○議長(君) ありがとうございます。ほかに役員の方で何か補足的に説明があれば

お願いいたします。長崎委員。

○委員（██████君） 第5号議案で採決の結果によって、これ認定されるということですか。というのも、来週16日に審査会、この方の審査をする予定になっているかと思うんですけども、この場で認定されるということなのか。となると来週の審査会は何のためにやるのかという、どの時点で認定というふうに、議案として上がっていますけども、これはどう捉えればいいのか。

○議長（██████君） そのシステム的なことも含めて話していただけますか。

○委員（██████君） 流れというか、ちょっとそこがいまいちクリアにならない。

○議長（██████君） どこでどういう審査、審議して、どこでどう認定されると。そこまでお願いします。

○係長（██████君） 流れとしましては、長崎委員が言われたとおり、16日に青年等就農計画という計画の認定審査会というのをしていただきまして、本人の計画について無理がないかどうか、適正かというふうなそういった審査をしていただきます。その審査を受ける前に、農業委員会として応援していく、新規就農者として適当かどうかというところを面談を含めて見ていただいているところでして、実質的な認定というのは、青年等就農計画というのを認定を受けると、それを受けることによって認定新規就農者という立場になられまして、その認定新規就農者になることによって、国とか県の補助金の対象になってくるという、そういうふうなことになっておりますので、その審査の前をもって、農業委員会のほうでまずそういう適正を判断していただくというのが趣旨というふうに伺っております。

○係長（██████君） 休憩をしましょうか、1回。

○議長（██████君） じゃあ、ちょっと一旦休憩します。

午後3時43分休憩

.....

午後4時00分再開

○議長（██████君） それでは、議案第5号の新規就農者の認定について、賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手 12/12名〕

○議長（██████君） はい、ありがとうございます。

それでは、議案は終了いたしました。

午後4時01分閉会